

事務連絡  
令和2年3月6日

各介護保険事業所管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に伴う緊急一時的な障害児の受入れについて

このことについて、令和2年3月6日付けで厚生労働省老健局振興課他から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

なお、本事務連絡の趣旨は、放課後等デイサービス事業所以外の障害福祉サービス等事業所において受入れ先が不足する場合に、介護保険の通所介護事業所等でも受入れを可能とするものであり、介護保険の通所介護事業所等における受入れを推奨するものではないことを申し添えます。

#### 【本事務連絡の関係箇所】

- 3 介護保険の通所介護事業所等が幼児児童生徒を受け入れる場合の取扱い 上記1のような場合について、利用者（高齢者）の処遇に支障のない範囲内で、介護保険の通所介護事業所等において幼児児童生徒を受け入れることも可能である。この場合の報酬上の取扱いは、2と同様である。

なお、通所介護事業所等において幼児児童生徒を受け入れることに伴い、定員超過利用に該当した場合は、減算を適用しない取扱いとして差し支えない。

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

#### 【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 感染症関係

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=599&topid=22>)

問合せ先

電話 045-210-1111 (代表)

在宅サービスグループ 辻 (内線 4841)